

## 情報信託機能の認定スキームに関する検討会（第16回）議事概要

日時：2021年4月13日（火）14時00分～16時00分

場所：Web開催

構成員）宍戸座長、生貝構成員、石原構成員、伊藤構成員、井上構成員、太田構成員、落合構成員、高口構成員、小林構成員、立谷構成員、田中構成員、長田構成員、日諸構成員、藤本構成員、古谷構成員、真野構成員、美馬構成員、森構成員、森下構成員、森田構成員、若目田構成員

説明員）大日本印刷（株）、日本医師会ORCA管理機構（株）

オブザーバー）内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、個人情報保護委員会、一般社団法人日本IT団体連盟  
事務局）総務省、経済産業省

□資料16-1「情報信託機能の普及促進に向けた課題解決に係る調査 報告資料」について大日本印刷（株）より説明。

□資料16-2「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 認定・運用WGとりまとめ」について認定・運用WG森主査より説明。

□資料16-3「「情報銀行」認定状況について」について（一社）日本IT団体連盟より説明。

□意見交換

<情報信託機能の普及促進に向けた課題解決に係る調査>

ー特殊性の高い情報の利活用に係る実証事業について

●P17の検証結果の同意の理解度と同意取得について、消費者の55%が正答して理解していることがわかるが、ある程度理解できたとの回答が89%で、読まずに同意した消費者が43%というのはどういうことか。

●理解度55%とは、一般的な文字面の利用規約を出した上で、その理解度のテストを行い、その正答が55%ということ。消費者のアンケートへの回答として、同意取得のUIとは若干矛盾が生じている。

●実証事業のプレーヤーが多く、医療情報を持っている機関、PHR事業者、情報銀行、その先のデータ利用者がいるという構図が消費者目線では分かりにくいのではないか。PHR事業者と情報銀行が一緒になるべきではないか。

●実証の構造が多階層になっており複雑であることは承知。医師会側ではPHRを推進しており、一緒に進めていくためにこの構造になった。また、PHR事業者と情報銀行の違いについては有識者からも指摘を受けており、情報銀行の必要性や、PHR事業者ができなくて情報銀行ならできることを改めて確認していきたい。

●レベル分けについて、レベル2とレベル3の区分けはどのようなロジックで行われるのか。

- レベル2情報とレベル3情報の区分けはPHR側でも分けていないため、現状ではしっかり分けることができないが、本人の同意を得たとしても家族の情報がわかるといった、遺伝子情報のような波及効果がある情報はレベル3に入るという議論があった。一方、本人がある程度理解している健診結果などはレベル2情報として良いと考えている。
- 例えば、身長、体重、血圧、血糖値などは、家庭用医療機器を使用して、本人及びその家族が取得できるレベル1の情報でもあり、レベル2の法定健診項目でもある。家庭用の医療機器と医療機関で使用される機器では、情報の精度や質が異なると思うが、このような重複する情報については、情報の機密性のレベルで分類というよりは、情報の取得・管理者が誰かという視点で分類しているのか。
- 自分自身で、例えば体重・身長・血圧などを測ったものをレベル1情報としており、健康診断で医療機関が取った身長や体重は、レベル2情報となる。同じ身長であっても、医療機関で取得したか自分自身が測ったかで異なる。
- 事業提供者からすると、PHR事業者が情報銀行事業者になった方が、導入コストが安いと思う。構造が複雑になるとコストも上がると思うが、どう考えるか。
- 本事業では、PHRと情報銀行は階層を分けた方がよいと考えて話を進めてきたが、医療情報を扱う上では、PHRと情報銀行が一緒になる方がよいという意見もあった。コストが上がることも承知しているが、現状、PHRと情報銀行が存在する中でどのように医療情報を使っていくか検討したもの。
- P21に消費者の利用率が向上したとあるが、何と比較して利用率が向上したのか。また、利用機会の障壁として、要配慮個人情報そのものの流通に関する消費者の不安は高くはないとあるが、どの設問がそれに当てはまるのか。アンケート回答者がDNPの社員で、実証実験の参加に同意をした人であれば、そもそも実証実験で要配慮個人情報が取り扱われることを承知して同意しており、不安が低いという結果が出たとも考えられる。
- 利用率の向上については確認の上で回答させていただきたい。
- P16のステークホルダ視線の方で、「望ましくない提供先は拒否したい」「諮問機関としてはそれらを把握し、サービスを適切に判断しなければならない」という意見があり、ステークホルダから見て事業化することの難しさを意見している部分は、まとめて反映した方がよいと思う。
- 様々なPHR事業者がいて、自分たちの意図しない情報の使い方をされないよう、提供先での扱いも含めてちゃんとした情報銀行と事業を行いたいという意見もあり、このような意見も反映していきたい。
- P17の課題と対応策について、今回の実証においては、消費者に同意内容を全て表示し理解してもらうのは難しいため、同意の重要ポイントを強調するようなUI等が必要だとまとめられている。全て詳細に同意をとることは難しいという前提で、重要なポイントだけ同意をとり、細かい点については、事業者側がしっかりと取り扱う義務を負うという形を目指すのか。
- P17の検証結果の理解度アンケートの調査では、消費者の55%が正答して、「概ね理解したと考えられる」と書いてあるが、55%の正答という結果を概ね理解したと考えて良いのか

少し考える必要がある。

●同意については、消費者がもう少し見やすい GUI などを検討していく必要があると考えている。

●P17 に同意の撤回について記載があるが、同意の撤回の指示を受けた後にデータを提供しないというだけで、消費者は受け入れていたのか。消費者から情報を削除してほしいなど、追加で要求されることはなかったのか。

●同意を撤回するのであれば、どのくらいのタイミングで撤回してほしいかアンケートを取っているため、確認の上で回答させていただきたい。

●P14 の全体の構成の中ではデータの流れが青い矢印で示されているが、いわゆるデータポータビリティのような形で、参加者はハンドリングされたデータを受け取ることができていたのか。

●本事業では、実際に実データを使って移動させる実証と、従業員にサービスの体験だけをしてもらうという2つのパターンを実施した。実際にデータを移す実証に関して、後日回答させていただきたい。

●PHR 事業者と情報銀行事業者が一緒になるべきという話があったが、情報信託機能を提供する情報銀行は、PHR に特化した情報銀行事業者ではなく、ほかの様々な個人情報扱う前提だと思う。

ーデータ倫理を担う人材の育成等

●消費者のリスクの観点からの審査基準の作成や啓発、育成プログラムの策定は非常に良い取組ではあるが、25 ページの審査基準の参照規格を確認すると、事業者側のリスクを重要視していて、消費者のリスクを尊重、担保するようなものが入っていない。消費者のリスクを重要視するのであれば、人権の観点から、例えば、国際基準で重要視されているビジネスと人権に関する指導原則なども入れることで、本当に消費者のリスクに沿った取組になると思う。

●今後、指摘いただいた原則についても盛り込んでいくように見直していきたい。

<全体を通して>

●時間の都合上、議事2、議事3についての質問、意見については、メールなどで事務局に連絡していただき、事務局において集約した上で、次回の会合で整理したものをもとに議論することとしたい。

以上